

長野県出資等外郭団体改革状況検証シート (公益・特別法人用)

1 団体の概要

団体名 (所在地)	社団法人 長野県林業公社 (長野市中御所字岡田30-16 長野県林業センタービル内)		代表者	村井 仁	
設立根拠	民法	設立年	昭和41年	県所管部局 (課)	林務部(森林整備課)
〔設立の沿革〕		〔設立目的(寄付行為・定款上)〕			
・昭和41年 社団法人造林公社が設立 ・昭和47年 県から特定森林地域開発林道の移管を受け、維持管理事業を開始 ・昭和57年 社団法人長野県林業公社に名称変更 ・昭和59年 分収林特別措置法に基づく森林整備法人として知事認定を受け、分収林事業を開始		県内における、造林、育林等による森林及び林業に関する事業を行うことにより、森林資源の造成、国土の保全、水源のかん養、林野の高度利用等を図り、もって農山村地域の経済の振興及び地域住民の福祉の向上に寄与する。 〔具体的な事業内容〕 分収造林契約及び分収育林契約に係る保育(間伐・枝打ち等)事業 〔事業執行状況を示す主な指標〕 ・保育面積(ha) H15 1,628 H16 1,237 H17 1,612 ・造林事業費(千円) H15 720,046 H16 542,300 H17 551,595			
基本財産(円)	68,000,000	うち県の出 捐額(円)	68,000,000	県出捐 率(%)	100.0%
〔主な出捐者・出捐額(円)・出捐率(%)〕					
-					

\* 役員数は各年度当初現在、平均年齢及び平均年収は平成18年度当初現在

役員数	年 度		H15	H16	H17	H18	
	役員数	常 勤		2	2	2	1
うち県職員			2	2	2	1	
職員数	非 常 勤		11	15	15	16	
	うち県職員		1	3	2	3	
職員数	常 勤		11	11	10	11	
	うち県職員		0	1	1	2	
職員数	非 常 勤		0	1	1	1	
	うち県職員		0	0	0	0	
県職員計(非常勤役員除く)			2	3	3	3	
役員平均年齢	58.0	役員平均年収(千円)	-	職員平均年齢	51.2	職員の平均年収(千円)	7,970.2

\* 次表は17年度の状況で、( )内は15年度

(単位:千円、%)

収 支 状 況	当期収入合計	1,498,941	(5,230,670)	県 費 受 入 状 況	補助金	271,098	(293,566)
	当期支出合計	1,483,930	(5,228,491)		事業費	239,944	(267,175)
	当期収支差額	15,011	(2,179)		運営費	31,154	(26,391)
	次期繰越額	219,047	(234,868)		交付金	0	(0)
財 務 ・ 資 産 関 係 指 標	自主事業比率	100.0	(100.0)	負担金	0	(0)	
	公益事業比率	100.0	(100.0)	委託料	0	(0)	
	収支比率	101.0	(100.0)	貸付金	492,169	(591,366)	
	人件費比率	8.2	(2.5)	出捐金	0	(0)	
	管理費比率	10.2	(3.8)	損失補償年 度末残高	9,818,652	(10,000,174)	
	事業支出伸び率	1.7	(30.7)	人件費関係費 用(再掲)	110,840	(121,619,014)	
	補助金等比率	51.3	(18.0)				

経営計画等の策定状況	平成17年5月 長野県林業公社経営改善計画策定
民間(NPO含む)との競合状況	分収林特別措置法に規程された分収方式による造林又は育林事業を行うことを目的とする森林整備法人は長野県林業公社のみ。
情報公開の取組状況	財務諸表をホームページに掲載

2 団体の改革推進の状況

改革基本方針	団体の廃止(財務条件等を満たした時点において)
改革実施プラン策定	

改革基本方針及び改革実施プランの概要		実 施 状 況	
実施年月		実施年月	
	県行造林移行までの分収林の管理方法 プロパー職員の退職後は、新たな職員の雇用は行わず、業務量を助産して県職員を派遣する。	H19年度	・プロパー職員の退職 H16末:1人 H18末:2人 ・県職員退職補充 H16~H18:0人 H19:1人(予定)
	公社分収林と県営林を一体的に管理するシステムの構築		公社廃止に具体的に取り組んでいる他県の事例を参考にするため、情報収集を行っている。
H16~H73	経営改善 施業の見直しによる経費の削減	H16年度から	枝打ち回数及び間伐回数を見直し、施業を実施
H16~H73	収入間伐の積極的な実施	H16年度から	H16:11ha(収入3,394千円) H17:24ha(5,998千円) H18:24ha(見込額10,730千円)
H16~H18	農林漁業金融公庫資金の低利融資への借換えの推進	H16からH18	借換額 1,631,243千円 効果額(将来的に縮減された利息額) 610,470千円
H17・H18	引当金の取崩しによる公庫資金の繰り上げ償還	H17及びH18	償還額 382,680千円 効果額 638,967千円
H16~H26	分収造林地の分収率の見直し	H17年度から	市町村有林の見直しに着手
H16~H88	土地所有者による公社の分収持分の買取り促進		分収率の見直し後に取り組む。
	契約相手方である土地所有者の権利関係の明確化	H16年度から	権利関係の確認:50人(67団地)
	国等に対する要請 消費税の非課税特例措置の拡大 農林漁業金融公庫融資制度の改善 県行造林への移行に必要な契約変更手続きの簡略化のための法制度の整備 公社運営に関する支援措置の充実	H16年度から	森林整備法人全国協議会及び林野庁会議等において要請を行っている。

〔監査結果等〕	財政的援助団体等の監査結果(監査委員事務局) 平成16年度 指導事項:分収林会計基準の早急な構築を全国森林整備協会等に要請する。 意見 : 改革実施プランの実施 社員からの会費の徴収 平成18年度 指導事項:全国組織を通じて早急に分収林会計基準の制定を働きかける。 検討事項:分収林資産価値と将来発生債務の試算 意見 : 改革実施プランにおける国等関係機関への働きかけを強化する。 社員からの会費の徴収
---------	---

〔団体の課題〕	県行造林移行に必要な制度改正の手続きは進んでいない。 消費税は公社に対して課税される。 契約変更については契約相手方の権利関係を明確にする必要があるが、廃止に取り組む他県の事例を検証する必要がある。 不在村化や相続により短期間に相手方を明確にすることは困難である。 プロパー職員退職後は新規採用していないことから、約18,000haの分収林契約地の計画的な施業の実施と経営改善を更に推進するためには、長期的視点にたった計画的な職員体制の構築が必要である。 公社の問題は全国的な問題であり、国は公社支援のための対策を講じている。 県行造林移行後は、公社が現在受けている国の公社支援措置(公庫資金、交付金等)が受けられなくなる。 また、県組織の拡充が必要になるため、県組織をスリム化する基本的な方向と異なる。
---------	---

# 社団法人長野県林業公社の必要性について

林務部森林整備課

改革基本方針

団体の廃止（財務条件等を満たした時点において）

改革実施プラン

消費税課税問題や分収林の契約変更の条件が整い次第公社を廃止

改革実施プラン策定後の状況の変化

国の支援等

県行造林移行のための制度改正は見通しがたっていない。

公社支援措置は、平成 18 年度拡充され、今後一層の拡充が期待される。

県の施策における公社の役割

【信州の森林(もり)づくりアクションプラン（10年間で25万haの間伐が必要）】

間伐等の森林整備の重要な担い手となっている。

二酸化炭素吸収量の確保の観点からも貢献している。

## 改革実施プラン（県行造林への移行）実行上の課題

県行造林移行に必要な経費

消費税（約 16 億円）が課税される。

新たな契約変更等の膨大な事務処理が必要であり、人的財政的負担が必要になる。

県行造林に移行した場合の県負担等

国の公社支援措置が受けられなくなることから、県費負担の増額が必要になる。

国の主な支援措置等 無利子貸付金、地域活動支援交付金、有利子資金の利子助成制度等  
県組織のスリム化の方向と異なり、新たな県職員の増員が必要になる。

経営改善（公庫資金の借換、分収率の見直し、権利関係の明確化等）

分収率の見直しは、市町村が消極的であり、また不在村化等により契約の相手方が膨大であり、手続きを進めるには相当の労力と時間が必要である。

## 公社の役割及び必要性

経済条件が不利な地域の森林や低位利用のまま放置され森林所有者によっては整備が進みがたい森林の整備を担ってきた。

森林整備を通じて 県土の保全や水源のかん養等公益的機能の発揮 農山村地域の振興 に寄与している。

分収林契約の満了の平成 88 年まで、契約に基づき枝打ち、間伐等の適正な管理が必要である。

森林所有者の世代交代や不在村化等による森林管理の空洞化が急速に進行する中で、土地所有者に代わって適切に森林を管理する主体「山守」として役割が増している。

公益的機能の発揮 森林の管理 県産材の供給

土地所有者の権利関係の分散や未整備森林等の防止

国の支援措置の活用を図りながら、県の森林・林業施策の推進を図る上で、社団法人長野県林業公社は必要である。



# 社団法人長野県林業公社の概要について

林務部 森林整備課

## 法人概況

### 1 社団法人長野県林業公社

#### (1) 設立年月日

昭和41年 7月8日 長野県造林公社として発足（民法第34条に基づく社団法人）  
 昭和57年 12月1日 長野県林業公社に名称変更  
 昭和59年 9月8日 森林整備法人に認定

#### (2) 設置目的

長野県内の造林・保育等による森林及び林業に関する事業を行うことにより、森林資源の造成 国土の保全 水源のかん養 林野の高度利用等を図り、もって、農山村地域の経済の振興及び地域住民の福祉の向上に寄与することを目的としている。

### 2 組織（平成19年4月2日現在）

- (1) 所在地 長野市大字中御所字岡田 30-16 長野県林業センター内  
 (2) 出資金 68,000千円（長野県が全額出資）  
 (3) 社員数 65（内訳：長野県・市町村(62)・長野県森林組合連合会・財産組合）  
 (4) 役職員数 役員 理事 13人(理事長 知事) 監事 3人  
 理事長 知事（全国8公社：長野県含む）  
 職員 11人 県派遣職員 4人（副理事長・事務局長・造林課長・造林課職員）  
 プロパー職員 7人

### 3 経営状況

#### (1) 契約状況

林業公社が土地所有者と分収林契約を結び、公社は森林の管理を行い、伐採時の収益を分収割合に応じて所有者と分配する。

経営面積及び分収割合（平成18年3月末現在）

区分	分収造林	分収育林	合計
経営面積	13,168ha	1,802ha	14,970ha
契約者数	3,407人	357人	3,764人
分収割合（公社持分）	55～70%	20～30%	-

分収造林 林業公社が土地所有者の土地に植林し管理を行う。【植林から伐採までの70～80年】

分収育林 土地所有者が植栽した森林を林業公社が途中から土地所有者に代わって管理を行う。

【手入れから伐採までの40～70年】

#### (2) 長期借入金の状況（平成18年3月末現在）

（単位：千円）

農林漁業 金融公庫	長野県			借入金合計
	元金	利息	計	
9,818,652	12,441,655	6,949,116	19,390,771	29,209,423

【将来見通し】  
 契約満了時(H88)  
 の債務残高  
 63億円

#### (3) 平成19年度事業計画

事業量 1,823ha（間伐・除伐・枝打ち・獣害防除等）

事業費 1,147,309千円

財源内訳

（単位：千円）

補助金	公庫借入金	県借入金	その他	計
302,273	279,004	546,032	20,000	1,147,309

その他：  
 支援交付金

支出内訳

事業費	県借入 償還金	公庫償還金	一般管理費	計
409,772	190,827	418,150	128,560	1,147,309

一般管理費内訳  
 給与 105,308  
 その他 23,252

## 森林整備法人

### 1 定義

分収林特別措置法第9条第2号に規定された分収方式による造林又は育林の促進を行うことを目的とする民法第34条の規定により設立された法人  
 社団法人にあっては、地方公共団体が総社員の表決権の過半数を保有しているもの

### 2 長野県林業公社の認定

昭和59年9月8日「分収育林契約制度の運用について」第4、1(2)の規程に基づき知事が認定

### 3 全国の状況

(1) 認定 38都道府県 42法人

(2) 経営状況（平成18年3月31日現在：林野庁調査）

経営面積(ha)	分収造林	分収育林	計	長期借入金(元金)
	417,555	6,194	423,749	1兆911億円

(3) 組織見直し等在り方の検討状況

#### 検討状況

今後の方向	存続	県管理に移行	検討中	計
法人数	32法人	5法人	5法人	42法人

1「県管理に移行」 5法人に長野県林業公社含む。

2「検討中」 栃木県森林整備公社、群馬県林業公社、鳥取県造林公社  
 徳島県林業公社、宮崎県林業公社

#### 県管理に移行を決めた法人の状況

##### 岩手県林業公社

・平成19年5月公社解散予定(県有林に移行)  
 当面は清算法人が移行手続きを進める。

##### 大分県林業公社

・平成19年度中公社解散 県営林に移行予定

##### かながわ森林づくり公社

・H19.3月 社団法人かながわ森林づくり公社見直し方針を決定  
 社営林事業 平成20年度当初 県有林に移行予定  
 公社組織 平成22年度前半を目途に解散予定

##### 青い森農林振興公社

・H19.3月 青森県分収造林のあり方検討委員会最終報告書  
 分収造林事業を県営林に移行（農林振興公社は存続）  
 ・報告書を受け、県では今後あり方を検討する。

#### (参考)最近存続を決めた法人の状況

##### 秋田県林業公社

【秋田県は抜本的な経営改善を図りつつ存続する方針を決定】

存続に決めた要因 平成18年度からの国の支援策が具体的に示されたこと  
 森林づくりの方向 環境や公益性を重視した森林づくりへの転換  
 経営支援策 平成19年度から県貸付金を無利子  
 見直し策 平成19年度中に有識者による外部検討委員会が策定

# 長野県出資等外郭団体「改革基本方針」及び社体団法人長野県林業公社の役割等について

## 改革基本方針

団体の廃止（財務条件等を満たした時点において）

## 改革実施プランの概要

### 要旨

現行の制度では、公社分収林を県に引き継ぐ際には、多額の消費税等の経費が必要となることから、県財政への影響を考慮すると直ちに公社を廃止することは困難です。このため、国等に対し、公社分収林を県行造林に移行できるよう各種制度改正を要請し、消費税課税問題や分収林の契約変更の条件が整い次第公社を廃止します。

なお、その間は、公社分収林と県営林を一体的に管理するシステムを構築し、全額出資者である県が責任持って経営改善に関与していきます。

### 【主な課題と対応策】

#### 長期収支予測に基づく経営改善計画

分収林契約が終了する平成 88 年度には約 6.3 億円の含み損が予想されることから、施業の見直しによる経費の削減、収入間伐の積極的な実施、公庫資金の低利融資への借換の促進及び分収率の見直し等の経営改善策を実施します。

施業の見直しによる経費の削減

収入間伐の積極的な実施

農林漁業金融公庫資金の低利融資への借換への推進

引当金の取崩しによる公庫資金の繰り上げ償還

分収造林地の分収率の見直し

土地所有者による公社の分収持分の買取り促進

契約相手方である土地所有者の権利関係の明確化

#### 県行造林移行までの分収林の管理方法

公社分収林と県行造林は同じ制度の分収林であることから、公社分収林と県行造林を含む県営林を一体的管理を進め、県行造林に移行できるよう公社の経営改善を進めます。

(1) 現在のプロパー職員の退職後は、新たな職員の雇用は行わず、業務量を勘案して県職員を派遣します。

(2) 公社分収林と県行造林を一体的に管理するシステムを構築し、人件費、管理費などコスト削減に努め、全額出資者である県が責任を持って経営改善に関与していきます。

#### 県行造林移行への課題

県行造林への移行には、移行に伴う膨大な契約変更手続き及び多額の経費（消費税、契約変更の経費等）を要するなどの課題があります。このため、これらの課題を克服するための制度改正や法的措置について、長野県が率先して国等に対して要請していきます。

## 役割及び必要性等

林務部 森林整備課

### 県の森林・林業施策

長野県ふるさとの森林づくり条例

【森林の多面的な機能を発揮するための森林の整備及び保全】

信州の森林(もり)づくりアクションプラン

【森林を守り育てていくには間伐等の森林整備が必要】

【二酸化炭素吸収量の確保が必要】

木材の安定供給・県産材の利用拡大

約 10 年間で  
25 万 ha(県土の  
5 分の 1)の間  
伐を実施

### 公社の役割及び使命

経済条件が不利な地域の森林や低位利用のまま放置され森林所有者によっては整備が進みがたい森林の整備を担ってきた。

森林整備を通じて

県土の保全や水源のかん養等公益的機能の発揮 農山村地域の振興 に務めている。

分収林契約の満了の平成 88 年まで、契約に基づき枝打ち、間伐等の施業を行う。

森林所有者の世代交代や不在村化等による森林管理の空洞化が急速に進行する中で、土地所有者に代わって適切に森林を管理する主体として役割が増している。

公益的機能の発揮 森林の管理 県産材の供給

土地所有者の権利関係の分散や未整備森林等の防止

### 公社に対する評価

長期にわたり安定した体制で分収林の管理を行ってきており、「山守」として土地所有者や市町村の信頼は厚く、期待は大きい。

### 改革実施プラン（県行造林への移行）推進上の課題

#### 県行造林移行に必要な経費

公社有林を県行造林に移行する場合、資産の譲渡に該当する取引（簿価による代物弁済）が発生するものとみなされ、取引額に対して消費税（約 1.6 億円）が課税される。

新たな契約変更等の膨大な事務処理が必要であり、人的財政的負担が必要になる。

県行造林に移行した場合、公社支援のための国による措置が受けられなくなることから、県費負担の増額が必要になる。

国の主な支援措置等 農林漁業金融公庫：低利資金への借り換え、繰上償還、無利子貸付金  
交付金等 ； 地域活動支援交付金、有利子資金の利子助成制度

県による新たな職員の配置が必要になることから、県組織のスリム化の方向と異なる。



# 社団法人長野県林業公社 改革の実施状況及び平成 19 年度予算について

林務部 森林整備課

## 1 経営改善

収入間伐による収入の確保及び公庫資金の借換、繰上償還による支払利息の縮減が図られました。更なる収入間伐の実施、分収率の見直し、所有者確認等には相当の労力及び時間が必要となります。

項目	実施状況及び計画	効果	課題	
施業見直しによる経費の削減	枝打ち及び間伐回数を見直しを実施	経費の縮減が図られている。		
収入間伐の積極的な実施	H16 面積 11ha 収入額 3,394 千円 H17 24ha 5,998 千円 H18 24ha 10,730 千円	貴重な収入が確保されている。	急峻で作業道がないなど立地条件が悪い森林が多いため、採算のとれる林分の選定が困難になっている。	
農林漁業金融公庫資金	低利資金への借換の推進	借換額 H16 928,561 千円 H17 283,991 千円 H18 418,691 千円 H19 148,603 千円(予定)	借換効果(将来的に縮減された利息額) H16~H18 約 6.1 億円 H19 約 0.3 億円 (A)	平成 19 年度に制度が終了 借換は平成 19 年度の借換えにより対象資金の全額が終了するが、繰上償還は対象資金の内 447,000 千円が繰上償還不能となる。
	引当金による任意繰上償還	償還額 H17 211,990 千円 H18 170,690 千円 H19 26,285 千円(予定)	償還効果(将来的に縮減された利息額) H17&H18 約 6.4 億円 H19 約 0.3 億円 (B)	
分収造林地の分収率の見直し	市町村有林(対象 160 団地)を対象に取り組んでいる。		市町村は見直しに消極的である。 市町村有林以外は、不在村化や世代交代により権利関係が不明確になっていることから契約の相手方が膨大であり、理解を得て契約変更するには、相当の労力及び時間が必要である。	
土地所有者による公社持分の買取り	分収率の見直し後に取り組む。		分収林が育成途上であり、今後管理コストがかかるため、所有者に理解されていない。	
土地所有者の権利関係の明確化	契約変更に必要な権利関係(781 団地)の調査・確認を行っている。		不在村化や世代交代により権利関係が不明確になってきており、本格的に取り組むには、選任職員の配置等相当の労力及び時間が必要である。	

## 2 県職員の派遣 【改革実施プラン：現在のプロパー職員の退職後は、新たな職員の雇用は行わず、業務量を勘案して県職員を派遣します。】

年度	H16	H17	H18	H19	H20・H21	H22	H23
公社職員数	13人	12人	12人	11人	11人	11人	9人
内訳	プロパー職員	10人	9人	9人	7人	7人	5人
	県派遣職員	3人	3人	3人	3人	4人	4人
	退職補充の県派遣職員	0人	0人	0人	1人		
嘱託職員数		1人	1人	2人			
年度末プロパー退職者(予定)数	1人		2人			2人	

課題  
分収林契約地の計画的な施業の実施と経営改善を更に推進するためには、長期的視点にたった計画的な職員体制の構築が必要であるが、プロパー職員退職後は新規採用していないこと、また県職員の派遣増が見込めないといった課題がある。

## 3 平成 19 年度予算 【森林所有者に代わって森林の適正な管理の推進及び「林業公社改革実施プラン」を推進する。】

節	平成 19 年度当初			平成 18 年度当初			増減 (H19 H18)					
	国庫	その他	一般財源	国庫	その他	一般財源	国庫	その他	一般財源			
補助金	46,482	0	46,482	41,796	0	41,796	4,686	0	4,686			
貸付金	546,032	0	190,827	355,205	518,695	0	163,666	355,029	27,337	0	27,161	176
計	592,514	0	190,827	401,687	560,491	0	163,666	396,825	32,023	0	27,161	4,862

## 林業公社存続及び県行造林移行の場合のコスト比較 < 平成18年度実績ベース >

林務部森林整備課

### 1 経営面における短期コスト比較

(単位：千円)

区 分		現 状 ( A ) ( 林業公社存続 )	改革案 ( B ) ( 県行造林に移行 )	差引 ( B - A )	摘 要
補助金収入	森林造成事業	215,811	132,727	-83,084	間伐等の補助金の内、県嵩上げ分が減
	合理化計画推進事業	8,334	0	-8,334	有利子資金に対する国の利子助成制度
交付金収入	地域活動支援交付金	78,224	0	-78,224	地域の森林整備のために交付される国の交付金制度
計		302,369	132,727	-169,642	

### 2 その他の制度

無利子借入金	県行造林に移行した場合には、無利子資金（公庫資金）が対象にならない。 H18借入額 33,406千円
特別交付税措置	県行造林に移行した場合には、県が行う林業公社への無利子貸付に係る利息相当分の特別交付税が対象にならない。

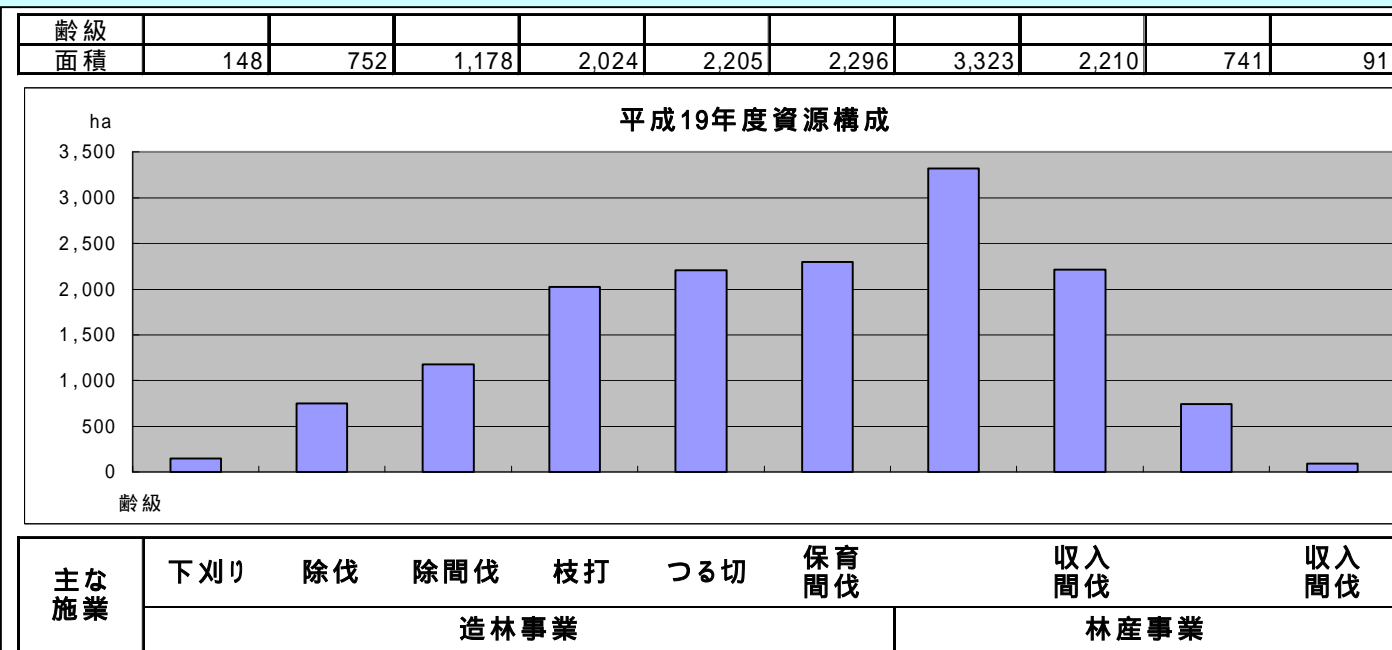
# これからの林業公社について

現行の分収林制度は、世代を超えた超長期間に立脚しており、伐採跡地の再造林の担保、獣害による不良林の発生への対応、木材価格の低迷による含み損発生リスクなど、当初想定していない多くの課題を生んでいる。これらの課題は、林業公社を廃止し、県行造林に移行したとしても残る課題である。一方、国の林業公社支援措置が拡充されてきており、これらの活用により林業公社の債務の縮小が期待できる。こうしたことから、分収林事業については、林業公社を存続した上で、現行分収林制度が抱えている課題を将来に先送りしないよう抜本的な対策を講じ、整理・縮小していくことが合理的と考えられる。

また、民有林の管理の空洞化が急速に進行している中、国をあげて温室効果ガス吸収源対策をすすめる必要が生じるなど、新たな課題が生じており、林業公社が有している森林管理能力を有効に活用し、こうした課題に貢献できるよう、民有林の公的管理に関する事業を充実させ、存続する必要がある。

## 分収林経営

現状 14,970 ha の概要（年齢別内訳は四捨五入上不一致）



（注）年齢とは、1～5年生を1年齢、6～10年生を2年齢と、5年単位の幅でくくったものをいう。

土地所有者の評価

林業公社の「山守」としての役割を評価、今後も期待

今後の方向

現行分収林制度の課題を将来に先送りしないための抜本的な対策として

- ・ 伐採跡地の再造林の担保：針広混交林施業の導入、保安林指定
- ・ 獣害による不良林の発生への対応：返地、契約除地又は保安林指定
- ・ 含み損発生リスク：分収率変動型契約の導入（契約変更）

このためには公社関係者による理解と協力が必要

- ・ 県：無利子資金の貸付（特別交付税措置の対象）や職員派遣等による継続支援
- ・ 市町村・土地所有者：契約変更や不良林の返地等への協力
- ・ 公社：計画的な契約変更等を通じた経営改善

分収林既契約地については、国の支援のもとで低コスト経営を推進（債務の縮小が可能）

- ・ 公共造林補助金や森林整備地域活動支援交付金等の積極的な活用

分収林事業については、整理・縮小後、期間満了をもって廃止（H88）

## 社会情勢の変化・要請

森林の管理の空洞化が急速に進行

- ・ 世代交代や不在村化などによる山離れ
- ・ 森林の多面的な働きへの期待

私有林の管理の受け皿の充実が必要

- ・ 公社経営森林近隣地域の森林の管理（境界・災害・病虫獣害等の点検）受託

地球温暖化吸収源対策の実行

- ・ 国をあげて間伐を推進
- ・ 国による公社支援措置が充実
- ・ 企業等の社会貢献活動意欲の向上

放置森林の解消に向けた新たな取り組みが必要

- ・ 公社経営森林を核とした施業の集約化と収入間伐の推進
- ・ 個人有林等の施業計画作成受託
- ・ 企業等の社会貢献活動の斡旋や吸収源対策の評価機関が必要

計画的・持続的な木材生産への期待

- ・ 中国市場等の活況、環境問題での伐採抑制
- ・ 国産材の自給率改善

持続的に県産材を供給できる仕組みが必要

- ・ 公社経営森林を核とした団地化、民有林の伐期の分散化への貢献

行政のスリム化

- ・ 国有林経営の独立行政法人化（H22）

県・市町村有林等の管理を代行できる受け皿が必要

「長野県ふるさとの森林づくり条例」(H17.1)の基本理念に基づき、森林を健全な状態で次世代に引き継ぐためには、林業公社の森林管理能力が必要であり、民有林の公的管理に関する事業を充実し存続が必要